

東京都知事 石原慎太郎様

## 2004年度の学童保育予算編成に関する要望書

2003年9月3日

三多摩学童保育連絡協議会

会長 荒松 祥一郎

常日頃、学童保育の向上のためにご尽力いただき感謝しています。

さて、1998年4月より学童保育は児童福祉法と社会福祉法に基づく事業となり、また、東京都の学童クラブ運営費補助制度の改定によって、1999年4月からは多摩地域の学童保育所のあるすべての自治体で、大幅な保護者負担が導入され学童保育は条例に基づく事業となりました。東京都は、補助制度の改定に伴う有料化は各自治体の学童保育施策の充実とそのための方定安定的な財源を確保することが目的であると説明していましたが、ほとんどの自治体が若干の時間延長を実施しただけで大幅な保護者負担を一斉に導入したものの、負担に見合った施策の充実は実現していないのが実態です。

改定された補助制度が指導員の身分を問わないものとなったため、指導員の非常勤化が急速に進められ、2000年4月からは自治体の正規職員だけで運営する自治体がなくなりました。また、多摩地域ではこの3年間で、学童保育の入所児童数は約4000名増加していますが、これに学童保育所の建設が伴わず、80名、90名、100名を超える大規模学童保育所が多くの自治体で見られ、待機児童も昨年より約100名増加して650名となっています。

学童保育の法制度上の位置付けもより明確になり、2000年8月に東京都が示した「福祉施策の新たな展開」の中でも「学童クラブの充実」が謳われ、学童保育施策のより一層の充実が求められています。そのためには、1996年3月の「東京都児童健全育成事業検討委員会報告」が、学童保育の施策充実を意図するものであった原点に立ち返り、各自治体の施策変更を学童保育の目的である「働く親の労働保障とその子どもの放課後と学校休業日の生活保障」という立場で調査・分析し、施策が充実するよう各自治体に対し指導するとともに、東京都自らが補助制度等の施策の不十分な点を改善していくことが、その責任であり急務であることは明らかです。

以上の立場から、三多摩学童保育連絡協議会は当事者として以下要望いたします。

### 1. 現行の補助制度の以下の点を改善すること。

補助金を大幅に増額すること。

現行の登録児童数による補助制度を、一施設あたりの補助制度にすること。

国が予算化した施設整備費を受けられるよう措置すること。

障害児に対する補助を増額すること。

### 2. 入所希望者の激増に学童保育所の建設が伴わないため、都の補助金の上限である60名以上の学童保育所が多くの自治体に存在し、待機児童も増加している。このような事態を重視し、待機児童を出さず60名以上の学童保育所を解消するため、校区に最低一カ所、入所希望者の多い地域には、さらに一カ所以上の学童保育所を設置するよう建設の促進を図るよう指導すること。

### 3. 自治体間で格差の著しい以下の点について、必要な基準を示し指導を行うこと。

国庫補助でも土曜日の開所を前提に年間280日以上の開設を基本としているので、学童保育を必要とする子どものため、未だ開所していない市町村に対しては、土曜日も開所するよう指導すること。

また、土曜日の開設が、どのような指導員体制や保育内容で実施されているかを調査すること。

児童の成長・発達にとって必要不可欠なおやつを、未だ事業内容に加えていない自治体に対しては、事業の一環とするよう指導すること。

市民であっても当該市立校以外の小学校に通う児童を、市内学童保育所から排除している自治体に対し、市民の権利として当該市の学童保育所に通えるよう指導すること。

4. 保護者の勤務時間と通勤時間の実態に見合った保育時間となるよう、「概ね午後6時まで」でなく、「午後7時まで」とし、夏休みなどの一日保育の開所時間は、保育を必要とする朝の実態から、午前8時あるいは8時30分からにするよう指導すること。
5. 障害児を持つ親が安心して働き続けられるよう、以下の点について必要な対策を講じ指導を行うこと。
  - 障害児を含む学年延長が広く実施されること。
  - 障害児保育が充実するように指導員に対する研修の機会を設け、また専門家による現場への巡回指導等を制度化すること。
  - 養護学校内の学童保育のニーズを調査し、必要な対策を講じること。
6. 学童保育指導員の身分保障、労働条件の改善、研修の充実を図ること。
  - 各自治体で進められている学童保育指導員の身分、労働条件の低下の実態とこれによる様々な問題点を調査し、適切な指導を行うこと。
  - 各自治体の非常勤職員の多くに雇い止めがあるが、これは事業の継続性と安定性を損なう制度であるので、雇い止めをしないよう指導すること。
  - 各自治体の学童保育指導員に対する研修の実態を調査し、充実を図るよう指導すること。
  - 国の都道府県への指導員研修費補助の趣旨を正しく理解して、児童会館での研修費一般に使用せず、学童保育指導員研修費として多摩地域でも恒常的に指導員の研修の場を保障すること。
  - 国が予算化した民営の学童保育の指導員に対する健康診断が行われるよう措置すること。
7. 学校完全5日制の導入を機会に、文部科学省が実施する一般児童の放課後対策事業に学童保育事業を解消する動きが強められているが、このような事業が都の補助金を交付する学童保育事業といえるのか、見解を含めその基準を明らかにすること。
8. 各自治体の以下の点についての対策について調査し、適切な指導を行うこと。
  - 学童保育所の安全管理や危機管理に対する具体的な対策が講じられているか。
  - 消防法に定められた防火管理責任者の設置と定期的な避難訓練が行われているか。
  - 児童に対する指導など、児童が事件に巻き込まれないような対策を講じているか。
9. 国に対し、学童保育の補助金単価を引き上げるよう都から要望をあげること。
10. 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「地域行動計画」策定にあたって、以下の点に留意すること。
  - 市町村が「地域行動計画」を策定するにあたって、すべての自治体がニーズ調査を行うよう指導すること。
  - 「次世代育成支援対策推進法」と「置くことができる」と定められた次世代育成支援対策地域協議会を、すべての自治体に置くよう指導すること。また、学童保育に子どもを預ける親と指導員がこれに加わるよう指導すること。
  - 東京都も次世代育成支援対策地域協議会を設置し、学童保育に子どもを預ける親と指導員をメンバーに加えること。